

事例番号:280031

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜二羊膜双胎の第 2 子

3) 分娩のための入院時の状況

切迫早産、双胎妊娠のため入院管理中

4) 分娩経過

妊娠 30 週 2 日

8:30- 胎児心拍異常(遅発一過性徐脈、基線細変動消失)を認める

超音波断層法にて胎児心拍数下降を認める

緊急帝王切開決定

9:11 帝王切開にて第 1 子娩出

9:12 第 2 子(当該児)娩出

胎児付属物所見:羊水量、著明に少ない

胎盤病理組織学検査にて、双胎間輸血症候群を伴った胎盤
に矛盾しない所見

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:30 週 2 日

(2) 出生時体重:1240g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 7.008、PCO₂ 85.8mmHg、PO₂ 17.5mmHg、

HCO₃⁻ 21.1mmol/L、BE -12mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点

- (5) 新生児蘇生：口腔内吸引、人工呼吸（バッグ・マスク）、気管挿管、胸骨圧迫
- (6) 診断等：
出生当日 重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見：
生後 5 日 頭部 CT で脳実質にびまん性に低吸収、左右側脳室に沿って高吸収域、左前頭および頭頂葉に血腫を認める
生後 12 日 頭部 CT で両側の側脳室、第 3 脳室が拡張し、側脳室後角に出血と考えられる高吸収域を認める

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 診療区分：病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師：産科医 3 名、小児科医 4 名、麻酔科医 1 名
看護スタッフ：助産師 4 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、一絨毛膜二羊膜双胎の胎盤内の血管吻合を介した血流不均衡による低酸素・酸血症と脳虚血による中枢神経障害である可能性が高いと考える。
- (2) 出生時の蘇生処置（胸骨圧迫等）を長く続けたことが脳室内出血の発症に関与し、脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。
- (3) 中枢神経障害の発症時期は分娩周辺期である可能性が高いと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 妊娠 8 週から妊娠 26 週 3 日までの妊婦健診は一般的である。
- (2) 妊娠 26 週 4 日切迫早産、双胎妊娠のため入院管理としたことは一般的である。
- (3) 妊娠 26 週 4 日以降の入院管理（切迫早産に対する安静、子宮収縮抑制薬の投与、子宮頸管長の測定、ノーステストの実施、超音波断層法による羊水量・胎児発育・血流測定）は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 30 週 2 日に一絨毛膜二羊膜双胎両児の基線細変動消失、第 2 子(当該児)の遅発一過性徐脈、超音波断層法による胎児心拍数下降のため緊急帝王切開を行ったことは一般的であるという意見と妊娠 30 週 0 日から基線細変動が減少していることからもっと早く帝王切開を行うべきという意見の賛否両論がある。
- (2) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。
- (3) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(口腔内吸引、バック・マスクによる人工呼吸、気管挿管、胸骨圧迫)および出生後の対応は一般的である。
- (2) 当該分娩機関 NICU 入院後、重症新生児仮死のため高度の新生児医療が必要と判断し、高次医療機関 NICU に新生児搬送したことは適確である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 緊急事態でも妊産婦が理解できるような説明を行うことが望まれる。

【解説】本事例では、緊急帝王切開の説明について、診療録の記載と家族の意見が異なっていた。

- (2) 分娩監視装置を連続装着する際は、産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014 に記載されている内容に準拠して行うことが望まれる。

【解説】本事例では、妊娠 30 週 1 日以降の胎児心拍数陣痛図において一児の胎児心拍が一部不明瞭で判読困難であった。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 一絨毛膜二羊膜双胎における脳性麻痺発症の原因究明と予防に対する研究を強化することが望まれる。
- イ. 一絨毛膜双胎の場合、最善を尽くしても生存児の神経学的後遺症・周産

期死亡のリスクが高いことを、一般の人に周知することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。